

西之表都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において，都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，西之表都市計画区域においては，「海を基軸とした自然と文化が調和する交流拠点都市・西之表」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

西之表都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 都市計画の目標 | |
| 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 | 1 |
| 2) 地域毎の市街地像 | 2 |
| 2. 区域区分の決定の有無 | |
| 1) 区域区分の決定の有無 | 3 |
| 3. 主要な都市計画の決定の方針 | |
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 | 3 |
| ① 主要用途の配置の方針 | 3 |
| ② 土地利用の方針 | 4 |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 | 5 |
| ① 交通施設の都市計画の決定の方針 | 5 |
| ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 | 7 |
| ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 | 8 |
| 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 | 8 |
| ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 | 8 |
| ② 市街地整備の目標 | 9 |
| 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 | 9 |
| ① 基本方針 | 9 |
| ② 主要な緑地の配置の方針 | 9 |
| ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針 | 10 |
| ④ 主要な緑地の確保目標 | 10 |

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

西之表都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の熊毛地域の種子島に位置し、鹿児島市を起点とし本区域を経由し、沖縄県那覇市を終点とする国道 58 号、本区域と新種子島空港とを結ぶ県道野間十三番西之表線等の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

本区域は、古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧等と海の道で結ばれ、特に、天文 12 年（1543 年）、種子島最南端の門倉崎に鉄砲が伝来し、翌年に島主「種子島時堯公」が八板金兵衛に命じ国産第一号の火縄銃を完成させるなど、歴史的にも、交易の重要な役割を担ってきた。

また、本区域の位置する西之表市は、昭和 33 年に市制を施行し、以来、国・県の出先機関が集積し、熊毛地域における行政・経済・文化の中心として栄えてきており、本土に最も近い海の玄関口としての役割を果たしている。

本区域は、台風等の風雨による災害も多く、浸水被害等を軽減するための対策が必要である。また、本区域の人口は減少傾向にあり、産業は一部の指標で増加がみられるものの、停滞もしくは減少傾向にあり、地域の独自性を活かすまちづくりを進める必要がある。

本区域は、熊毛地域の中心都市として、地域における都市的サービスの向上を図り、快適で西之表らしい個性あるまちづくりを目指すこととする。このようなことから、

『海を基軸とした自然と文化が調和する交流拠点都市・西之表』を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の 4 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■ 他地域と連携強化できる快適で利便性の高いまちづくり

熊毛地域の中心都市として、陸、海、空からのアクセス機能を強化するため、交通広場や他地域間等を結ぶ国道 58 号をはじめとする幹線道路網と駐車場の整備を図り、快適で利便性の高いまちを目指す。

■ 都市機能を充実して、賑わいのあるまちづくり

新種子島空港開港による交通体系の変化により、広域的な人・物の交流が活発になることが予想される。西之表港周辺の整備に合わせ、海の玄関口としての中心商店街の再生、景観に考慮した都市基盤の整備、回遊性のある楽しい快適な街の整備を進め、活気あふれる賑わいのあるまちづくりを目指す。

■ 安心して暮らせる魅力のあるまちづくり

少子高齢社会において暮らしやすくするための「バリアフリーのまち」の形成、自然災害が発生しやすい地域であるため「災害に強いま

ち」の形成を図り、誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりを目指す。

■ 海・河川・緑の自然と歴史を感じられるまちづくり

本区域は海岸や河川等の自然環境に恵まれていることから、「海や緑を感じるまち」として整備を図り、「馬毛島の夕日と星を眺められるまち」として保全に努めるとともに、種子島家にまつわる寺社や祭り、史跡等が多く残されていることを活かし「歴史を感じられるまち」を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 西町・東町地域

西町・東町地域は、中種子町、南種子町と広域的に連携する国道 58 号及び県道伊関国上西之表港線の南北方向の軸と、中央ふ頭地区と国道 58 号を結ぶ臨港道路の東西方向の軸が交差しており、様々な都市機能が集積する本区域の中心地であることから、都市中心核として位置づける。商業・業務機能や文化機能の集約化による建物の共同化や駐車場の整備に努め、活気と賑わいのある拠点の形成を図る。

② 下西地域

下西地域は、西之表港周辺と中種子町、南種子町とを結ぶ広域の主要幹線道路である国道 58 号が通っていることと、熊毛地域の新しい広域行政施設が立地するため、都市副中心核と位置づける。周囲の歴史、自然環境との調和を考慮しながら、行政機能及び関連機能を誘導した計画的な都市基盤整備と、良好な居住環境整備による新市街地の形成を図る。

③ 西之表港周辺地域

中央ふ頭周辺地区は、西之表港周辺地域の中央部にあり、鹿児島市、指宿市、屋久島等を連絡する海の玄関口であることから、観光・レクリエーション拠点と位置づけ、海を通じた地域間交流と物流関連機能の充実を図る。

洲之崎周辺地区は、新たな物流・生産に関する機能を集約する流通・業務核として位置づける。本地区は、物流・生産機能の向上に努め、良好な流通業務地の形成を図る。

あまどまり
湊泊周辺地区は、西之表港周辺地域の南部にあり、漁業機能の充実と周辺の自然環境との調整を図る。

④ ようじょう 榕城・美浜地域

榕城地域は市役所、小・中学校、各種歴史資源等の地域コミュニティや文化施設の立地する地区であることから、近接する西町・東町地域と連携した生活・文化拠点として位置づける。本地域はかえいざん 嘉永山公園、しんじょう 新城公園

や斜面地の緑地に囲まれた良好な住環境が整備されており、今後とも住環境の保全に努める。

美浜地域は美浜公園、花里^{けり}浜^{はま}公園や海岸に近接して公営住宅を中心とした良好な住環境が整備されており、住環境保全地区として位置づけ、住環境の保全に努める。

⑤ 松原・上之原地域

松原地域は東シナ海に面するなだらかな樹林地となっていることから、水と緑を活かした様々な交流・レクリエーション活動の拠点と位置づける。周辺の自然環境、土地利用を考慮し、誰でも楽しめるレクリエーション施設や馬毛島に沈む夕日の見える展望施設等の環境整備を図る。

上之原地域は、市街地を取り囲む良好な樹林地ゾーンや優良な農業ゾーンとして位置づける。樹林地ゾーンは、良好な自然的環境の保全に努める。農業ゾーンは食料の安定供給に加え、田園風景を維持するために、適切な保全に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域は、熊毛地域の交通の要衝であるとともに、国・県の出先機関が集中していることから、熊毛地域の中心都市として発展してきているが、人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと予測される。

また、製造品出荷額はほぼ横ばいであり、商品販売額は今後、増加すると予測される。しかし、この産業の発展に伴う将来的な土地需要は、市街地内の未利用地を活用することで対応可能であることから、無秩序かつ急激な市街地拡大はないものと判断される。

一方、良好な農地や樹林地等の自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により、十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 業務地

比較的なだらかな台地を形成し、国道 58 号が縦貫している下西地域に、行政サービスを担う業務地を配置する。下西地域は国道 58 号の整備と連携し、計画的な都市基盤整備と併せて行政施設等の集中及び駐車場等周辺環境の整備を進め、関連業務機能の強化を図る。

b 商業・業務地

戦災復興土地地区画整理により基盤整備され、国道 58 号沿いに中心商店街が形成されている西町・東町地域を、熊毛地域全域を対象とした商業・業務地として位置づける。

国道 58 号は歩道が設置されておらず、沿道には駐車場が少ないことから、アクセスを容易にできる主要幹線道路と駐車場の整備を進め、商業・業務機能の強化を図る。

^{かもめ}鴨女地区の国道 58 号沿いは、城之浜土地地区画整理により基盤整備され、商業施設が集積し、駐車場等の商業環境も整備されているため、鴨女地区を商業・業務地と位置づける。この地区は日常生活に対応した商業環境の維持・形成を図る。

沿道商業地が形成されている下西地域の国道 58 号沿いを、新たな業務地を考慮した商業地と位置づける。この地域は未利用地を活用した商業環境整備を進め、商業・サービス機能の充実を図る。

c 流通業務地

西之表港周辺に熊毛地域の広域的物流拠点となるよう流通業務地を配置する。この地域は後背地の周辺環境との調和に十分配慮しつつ、物流・生産施設の誘導を進め、流通業務地の形成を図る。

^{あまどまり}壺泊周辺地区に漁業関係の流通業務地を配置し、アクセス道路を整備し、漁業関係の物流機能の拡充を図る。

d 工業地

^{がんだ}雁田地区、天神西周辺地区は、既存の工場やプラント等の立地する工業地であり、本区域の生産機能を高めていくために、周辺の居住環境を考慮しながら工業生産環境の保全を図る。

また、洲之崎周辺地区、壺泊周辺地区に工業地を配置する。これらの地区は周辺の居住環境を保全しつつ、港湾や漁港に関連する工場立地を誘導し、地域に密着した工業地の形成を図る。

e 住宅地

美浜地域から鴨女地区に至る既成市街地に、住宅地を配置する。住宅地は、幹線道路沿道における日常生活に必要な商業施設を許容しつつ、低密度の居住環境の維持・形成を図る。美浜地域は集合住宅の立地を進め、計画的な住宅配置による良好な居住環境の維持・形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

西町・東町地域は、主要な都市機能が集積しているため、道路整備に併せて、活気にあふれる賑わいのある都市中心核とするため、広域から商

業・業務・観光で訪れる人々に安全で快適な都市空間の創出を図るために、商店街の再整備を行い、土地の高度利用や商業・業務機能の一層の充実に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

榕城地域の南部は、公園等の公共施設整備が遅れているため、都市計画道路中央線の整備を進め、快適な居住環境の改善に努める。また、榕城地域の北部と鴨女地区は、嘉永山公園、新城公園、わかさ公園や斜面地の緑地に囲まれ、都市基盤が整備された良好な住宅地であることから、住環境の維持に努める。

美浜地域は美浜公園、花里浜公園や海岸に近接する公営住宅を中心とした良好な住宅地であることから、住環境の維持に努める。

c 優良な農地との健全な調和に関する方針

上之原地域から南東部の下西地域にかけて広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

d 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

上之原地域は市街地を取り囲む良好な樹林地が形成しているため、必要に応じて風致地区等の制度を検討し、適切な保全に努める。

f 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

下西地域については、広域的な行政施設、関連業務施設及び商業施設を誘導するとともに、計画的な新市街地と駐車場等の整備を進める。また、下西地域周辺については自然環境や農林漁業との調和を考慮しながら、良好な居住環境の整備に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本地域は、鹿児島市や指宿市、屋久島を結ぶ航路による地域間連絡及び中種子町、南種子町方面を結ぶ交通の要衝にある。

本区域の主要幹線道路は、南北方向の1本の国道と、東西方向の2本の県道から構成されている。また、幹線道路は、1本の県道及び5本の市道から構成されている。

このうち、一部の幹線道路が未整備であるので、円滑な交通処理のできる骨格道路の整備が必要である。さらに、高齢社会の進展とともに、交通

弱者の移動手段が少ないことから公的交通機関の機能の向上や、安全な歩行者空間の確保、及びすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが必要である。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 南北軸となる国道 58 号及び東西方向の道路からなる幹線道路網の形成を図り、安全性の高い市街地の形成を図る。
- 西之表にふさわしい魅力ある都市づくりを進めるため、幹線道路を中心に道路景観の整備を図る。
- 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、生活圏の拡大に対応した広域交通に対処し、かつ都市内交通の交通を円滑に処理するため、次の方針により適正に配置する。

| 種 別 | 配置の方針 |
|--------|---|
| 主要幹線道路 | 円滑な広域交通の処理や商店街における歩行者の安全性を確保するため、以下の主要幹線道路を配置し、道路の整備を図る。 南北方向路線：都市計画道路 3・6・3 号本通線（国道 58 号） 国道 58 号（下西地域） |
| 都市幹線道路 | 隣接する地域を連絡する道路や、主要幹線道路からの円滑な交通処理を進める地域の骨格道路を都市幹線道路とし、以下の道路を配置し、整備を図る。 南北方向路線：都市計画道路 3・5・6 号中央線（市道中央線） 都市計画道路（仮称）洲之崎線 （県道伊関国上西之表港線） また、下西地域に以下の幹線道路を配置し、整備を図る。 南北方向路線：（仮称）市道下西中央線 （仮称）市道壱泊 5 号線 |

イ その他

| 種 別 | 配 置 の 方 針 |
|------|--|
| 駐車場等 | 自動車交通の増大，商業・居住機能の拡充に併せて，都市計画道路 3・6・3 号本通線（国道 58 号）沿道の西町・東町地域を中心として，官民一体となった駐車場の配置，整備を検討していく。 |

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名 |
|-----|--|
| 道 路 | 主要幹線道路： 国道 58 号（下西地域） 都市幹線道路： 都市計画道路 3・5・6 号中央線（市道中央線） （仮称）市道溼泊 5 号線 |

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では，これまでの生活様式の変化によって，生活雑排水等の処理が環境衛生上重要な課題となっており，合併処理浄化槽の設置及び公共下水道等の整備が必要である。また，「鹿児島県下水道等整備構想」や「西之表市生活排水処理基本計画」との整合を図りつつ，当面は合併処理浄化槽の設置を進めるとともに，公共下水道の整備に関する調査を検討する。

一方，都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため，今後は，河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また，良好な都市環境と都市景観の形成のため，まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

市街地については，地域特性に適した総合的な生活排水対策を進め，概ね 20 年後には，市街地全域で処理可能となるように努める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

洲之崎周辺地区における終末処理場や，管渠の配置等の調査を進めると

ともに、市街地外の集落についても、地区特性に応じた適正な処理方法を確立していく。

下水道整備計画との整合を図りながら、都市下水道の整備を進める。

イ 河川

本区域には、甲女川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

| 種 別 | 施 設 名 等 |
|-------|----------------|
| 都市下水道 | 川端下水道（西町・東町地域） |

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の向上と共に、社会生活の質的向上、良好な生活環境の保持を図るため、一般廃棄物の適正な処理を行う施設の整備、維持補修に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ焼却場

ごみ焼却場は池野地区に、また、不燃物理立地は^{まきのみね}牧之峯地域（区域外）に整備されているが、ごみの減量化や適正なごみ処理を行うために必要な施設の性能確保、焼却施設の老朽化への対応を図るため、周辺環境への負荷に考慮しつつ、必要に応じて配置の検討をし、広域的な施設として種子島地区広域事務組合（1市2町）により（仮称）種子島最終処分場及び（仮称）リサイクルプラザ施設整備計画を進める。

イ し尿処理場

し尿処理場は伊関地域（区域外）に整備されており、今後とも、計画的な維持補修に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備する事業は、以下のとおりである。

| 種 別 | 名 称 |
|-------|---------------------------------|
| ごみ処理場 | （仮称）種子島最終処分場 （仮称）種子島リサイクルプラザ |

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

西町・東町地域の国道58号沿道部は中心商業・業務地としての都市機能と魅力ある都市空間形成を行うため、土地区画整理事業等の面整備や地

区計画等による計画的な整備を図る。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な地区は以下のとおりとする。

| 地区名 | 整備方針 |
|---------|---|
| 西町・東町地区 | 中心市街地の骨格をなす国道 58 号の歩道空間を確保と併せて高度利用と都市機能の向上を図るため、国道 58 号の整備と併せて土地区画整理事業等の実施に努める。 |

② 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、西町・東町地区の市街化の動向に応じて整備を検討する。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東シナ海に面し、三方が丘陵や農地に囲まれており、南東方向から西之表港に流下する甲女川等自然環境に恵まれていることから、今後、西之表港、甲女川、市街地を囲む丘陵部や緑地の良好な自然的環境の保全に努める。

また、余暇時間の増加や生活水準の質的向上等により多様化の傾向にある観光・レクリエーション需要への対応や、交流拡大により地域活性化を図るため、公園緑地を適正に配置し、自然資源の有効活用やバリアフリーを考慮した様々な世代が楽しめるレクリエーション施設の整備を図り、良好な環境の創出に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

| 配置計画 | 地域名等 | 概要 |
|-------------------|--------|--|
| a 環境保全システムの配置 | 市街地周辺部 | 斜面緑地等は、良好な居住環境にとって重要な存在機能を有していることからその保全に努める。特に、上之原地域の傾斜地の樹林は、市街地の外縁部の緑地として適切な保全に努める。 |
| | 市街地部 | 良好な寺社の緑、傾斜地の緑、屋敷内の緑等の保全に努める。 |
| | 甲女川沿岸 | 甲女川沿いの緑地は、都市の骨格を形成することから、その保全に努める。 |
| b レクリエーションシステムの配置 | 区域全体 | 少子高齢社会のレクリエーション需要に対応するため、公園緑地等の種別に応じて適切に配置することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。 |

| | | |
|---------------|--------|--|
| | 市街地部 | 総合公園，近隣公園，街区公園等の他，体育館等の既設のスポーツ・レクリエーション系施設が整備されているが，老朽化が進んでいる施設もあるため改修を図る。また，既存緑地の整備を図る。 |
| | 松原地域 | (仮称)松原公園は自然環境を保全しつつ，馬毛島に沈む夕日の眺望や小河川，海岸を活かし，レクリエーション系施設の整備を図る。 |
| c 防災システムの配置 | 区域全体 | 河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し，防災対策の一環として，避難地，避難路，緑地等を配置し，都市内のオープンスペースの確保を図る。 |
| | 市街地部 | 市街地内で，土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所とされる箇所では，市街化の抑制に努め，災害の未然防止に努める。また，保安林に指定されている林地は公益的機能を有する緑地であることから，基本的に保全して機能の維持に努める。 |
| d 景観構成システムの配置 | 区域全体 | 本区域の風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保し，都市として美しい景観形成を目指す。このため市街地を囲む斜面緑地，海岸沿いの緑等を保全するとともに，市街地内の斜面緑地，生垣等の緑地の保全・修復を図る。また，地域特性である「馬毛島に夕日の沈む景観」は貴重であり，眺望できる緑地整備を図る。 |
| | 中心市街地部 | 中心市街地は本区域の顔となる地区であり，良好な景観形成を図る。特に，南国情緒の感じられる街路樹や花木等を活用した整備を図る。 |

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園，その他の施設緑地は，都市公園事業等を活用し，維持，整備を図る。

緑の景観を形成する市街地近傍の山林や斜面緑地等は，必要に応じて風致地区，緑地保全地区等の制度を活用しながら緑地の保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

(仮称)松原公園は，現在，運動公園として都市計画決定しているが，

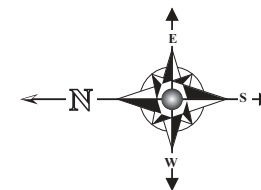
施設の再配置や計画の見直しが必要であるため、各種運動施設の整備状況との調整や観光・レクリエーション需要、少子高齢社会等への対応を踏まえた整備を図る。

| 種別 | 名称等 | 規模 |
|------|-----------|-----------|
| 総合公園 | (仮称) 松原公園 | 約 14.0 ha |

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

現在、10年以内に指定予定の緑地保全等の地域地区はないが、必要に応じて指定の検討をする。

西之表都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



至 馬毛島 (西方へ約12km)



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体のルート及び位置を規定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

| | | | |
|--------|---------------|---------------------|--------------------|
| 住宅地 | 農業ゾーン | 主要幹線道路 (概ね整備済み) | 公園・緑地 (概ね10年以内に整備) |
| 商業・業務地 | 樹林地ゾーン | 主要幹線道路 (概ね10年以内に整備) | 公園・緑地 |
| 工業地 | 観光・レクリエーション地区 | 主要幹線道路 (概ね10年以降) | 港湾・漁港 |
| 流通業務地 | | 都市幹線道路 (概ね整備済み) | 河川・海 |
| | | 都市幹線道路 (概ね10年以内に整備) | 都市計画区域界 |
| | | 都市幹線道路 (概ね10年以降) | |